

# 補聴器意見書作成医師の皆様へ

## 平成31年4月から、 補装具費支給制度で購入する際に 希望する名称の補聴器が選べるようになりました

大分県ではこれまで、市町村で支給決定された名称の補聴器しか購入できませんでした。今回、以下の3つの要件をすべて満たす方に限り、希望する名称の補聴器が購入できるように見直しました。

この見直しは、市町村の申請受理が平成31年4月1日以降の方が対象です。

### 要件

- ① 申請する前に、補聴器業者で補聴器の試用を行うこと
- ② 希望する補聴器は、市町村で支給決定された補聴器と同等の補聴効果があり、円滑に操作できるものであること
- ③ 希望する補聴器の金額と、市町村で支給決定された補聴器の金額との差額の自己負担を本人が希望すること

### 差額を自己負担することにより購入できる補聴器

市町村が支給決定した補聴器の名称	差額自己負担で購入が可能な補聴器の名称
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型	高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型	重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
骨導式ポケット型	骨導式眼鏡型

※「高度難聴用」↔「重度難聴用」等上記矢印以外の変更はできません

【問い合わせ先】  
大分県こころとからだの相談支援センター  
（大分県身体障害者更生相談所）  
電話 097-542-1209

## 今回の見直しの経緯

身体障がい者への補装具費支給については、原則、補聴器意見書の処方内容等により身体障害者更生相談所が判定し、これに基づき市町村が支給決定しています。そのため、これまで大分県では、判定による処方と異なる名称や基本構造の補聴器の購入を認めていませんでした。

一方、補聴器については「申請者がデザイン性を理由として、判定とは異なる名称の補聴器を希望する場合、聞こえ方は変わらず形状（ポケット型、耳かけ型、耳あな型、眼鏡型）のみが変わるものとして捉えることができる」とする国の見解が示されています。

今回これに基づき、障がい者本人が差額自己負担することにより、判定による処方補聴器と異なる名称の補聴器の購入を認めるとする見直しを行うものです。

## 補聴器意見書を作成する際の留意点

- 補聴器の処方基準等、意見書を作成するうえでの変更はありません。
- 更生相談所の判定や市町村が支給決定する補聴器の対象基準等についても変更はありません。
- 差額自己負担により、「耳あな型」等を希望する場合でも、小さなスイッチ操作ができない場合や、聞こえが悪くなる場合もあり、個人の状況によっては、変更が不適切な場合も考えられますので、ご指導等よろしくお願いします。
- 今回の見直しに伴い、補聴器意見書の様式を改正しました。  
新様式の裏面に、記入上の注意を記載していますので、参考にしてください。  
(新しい様式は、下記のホームページアドレスからダウンロードできます。)

## 補聴器の適合判定について

これまで協力していただきました適合判定は、今回の見直しに伴い、廃止することとしましたのでお知らせします。

今後は、納品される補聴器の調整結果等を、補聴器業者の提出した資料に基づき、市町村が確認します。

ご不明な点については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

大分県こころとからだの相談支援センター  
(大分県身体障害者更生相談所)

電話 097-542-1209

URL: <http://www.pref.oita.jp/site/shintai/>